

令和２年度 姫路市内部統制評価報告書審査意見書

姫路市監査基準に準拠し、地方自治法第150条第５項の規定により、同条第４項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和３年８月１８日

姫路市監査委員	甲	良	佳	司
同		芝	野	稔
同		宮	本	吉
同		川	島	淳

１ 審査の対象

令和２年度姫路市内部統制評価報告書

２ 審査の着眼点

監査委員による令和２年度姫路市内部統制評価報告書の審査は、姫路市長が作成した内部統制評価報告書について、姫路市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

３ 審査の実施内容

令和２年度姫路市内部統制評価報告書について、姫路市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「姫路市監査基準」に準拠し、「内部統制評価報告書審査手続」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

４ 審査の結果

令和２年度姫路市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

５ 備考

内部統制評価報告書のとおり、不当要求行為に係るリスク対応に関して、「姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例」が正しく運用されていないという内部統制の重大な不備があった。